

大分県報

令和二年
号外（四一）
三月三十一日

（火曜日）

目次

規則

大分県行政組織規則の一部改正……………一
大分県事務委任規則の一部改正……………三

〇規則

大分県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

大分県知事 広瀬 貞

大分県規則第六十二号

大分県行政組織規則の一部を改正する規則

大分県行政組織規則（昭和三十一年大分県規則第十号）の一部を次のように改正する。
目次中「第四十四条の二十五」を「第四十四条の二十七」に改める。

第三条第一項の表の企画振興部の項中

芸術文化スポーツ振興課
ラグビーワールドカップ2019
推進課

芸術文化企画班、芸術文化振興班、国際スポーツ誘致・推進班
企画・広報班、受入環境整備班、事業班

を

芸術文化スポーツ振興課

芸術文化企画班、芸術文化振興班、国際スポーツ誘致・推進班

に改め、

「広域交通班」の下に「、空港企画班」を加え、同表の生活環境部の項中「人権・同和対策

令和二年三月三十一日

課」を「人権尊重・部落差別解消推進課」に改め、同表の商工観光労働部の項中「IT戦略推進班、地域情報化推進班、電子自治体推進班、システム開発第一班、システム開発第二班」を「電子自治体推進班、地域情報化推進班、基盤システム管理班、システム開発支援班」に改め、同表の農林水産部の項中「就業促進班」を「担い手確保班、就農支援班」に改め、同表の土木建築部の項中「高速交通・企画班」を「企画調査班」に改め、「県道班」の下に「、高速交通ネットワーク推進班」を加え、「施設整備推進班」を削り、同条第二項の表の工業振興課の項の次に次のように加える。

情報政策課

先端技術挑戦室

先端技術挑戦班

第三条第二項の表の森林保全課の項を次のように改める。

森林保全課	
森との共生推進室	森づくり推進班、森林環境保護班
森林整備室	造林・間伐班、県営林管理第一班、県営林管理第二班
全国育樹祭推進室	総務企画班、事業推進班

第四条第六項の表の地域福祉推進課の項を次のように改める。

地域共生社会推進課	
福祉保健企画課	上司の命を受け、地域共生社会の推進に関する事務を処理する。

第四条第六項の表のIT戦略課の項中「情報政策課」を「先端技術挑戦室」に改める。

第十条第六号中「地方法人特別譲与税」を「特別法人事業譲与税」に改める。

第十二条中第二十一号を削り、第二十二号を第二十一号とする。

第十四条第十号中「こと」の下に「（教育庁の所掌に係る事項を除く。）」を加える。

第十四条の二を削る。

第十七条中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 大分空港海上アクセスに関する事

六 大分空港の活性化に関する事

第十八条第七号中「同和対策」を「部落差別解消推進」に改める。

第十九条中第二十七号を第二十九号とし、第十九号から第二十六号までを二号ずつ繰り下げ、第十八号の次に次の二号を加える。

十九 健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（平成三十年法律第百五号）の施行に関する事（健康づくり支援課の所掌に

大分県報号外（規則）

係る事項を除く。）

二十 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成三十年法律第四百号）の施行に関する事（健康づくり支援課の所掌に係る事項を除く。）

第二十条中第二十七号を第二十九号とし、第二十六号の次に次の二号を加える。

二十七 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律の施行に関する事（医療政策課の所掌に係る事項を除く。）

二十八 健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法の施行に関する事（医療政策課の所掌に係る事項を除く。）

第二十二号中「同和対策」を「部落差別解消推進」に改める。

第二十二号の二中第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第十九号）の施行に関する事（地域農業振興課の所掌に係る事項を除く。）

第二十三号第二十一号中「警察本部及び教育委員会の所掌に係る事項を除く。」を削り、「こと」の下に「（教育庁及び警察本部の所掌に係る事項を除く。）」を加え、同条中第三十一号を第三十二号とし、第二十三号から第三十号までを一号ずつ繰り下げ、同条第二十二号中「（警察本部及び教育委員会の所掌に係る事項を除く。）」を削り、「こと」の下に「（教育庁及び警察本部の所掌に係る事項を除く。）」を加え、同条第二十三号とし、同条第二十一号の次に次の一号を加える。

二十二 大分県特殊詐欺等被害防止条例（令和元年大分県条例第三十七号）の施行に関する事（教育庁及び警察本部の所掌に係る事項を除く。）

第二十三号の六の見出し及び同条中「人権・同和対策課」を「人権尊重・部落差別解消推進課」に改め、同条第四号中「同和行政」を「部落差別解消推進」に改め、「及び推進」を削り、同条第五号中「同和行政」を「部落差別解消推進」に改め、同条第六号中「同和問題」を「部落差別問題」に改める。

第二十四条第七号中「同和対策」を「部落差別解消推進」に改める。

第二十五条第一号及び第二号中「こと」の下に「（先端技術挑戦室の所掌に係る事項を除く。）」を加え、同条第八号及び第九号を次のように改める。

八 官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第三百三号）の施行に関する事（先端技術挑戦室の所掌に係る事項を除く。）

九 先端技術挑戦室の庶務に関する事

第二十八条中第二十一号を第二十二号とし、第二十号の次に次の一号を加える。

二十一 UIJターンの支援拠点施設に関する事

第二十九条第六号中「同和対策」を「部落差別解消推進」に改める。

第三十六条第五号中「及び森林整備室」を「森林整備室及び全国育樹祭推進室」に改める。

第三十九条第十一号中「同和対策」を「部落差別解消推進」に改める。

第四十条の十一第五号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改める。

第二章第三節第七款中第四十四条の二十五を第四十四条の二十七とし、第四十四条の二十四を第四十四条の二十六とし、第四十四条の二十三を第四十四条の二十五とし、第四十四条の二十二を第四十四条の二十三とし、同条の次に次の一条を加える。

（全国育樹祭推進室の分掌事務）

第四十四条の二十四 全国育樹祭推進室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第四十五回全国育樹祭の開催に必要な総合企画及び連絡調整に関する事

二 第四十五回全国育樹祭の大分県実行委員会に関する事

第四十四条の二十一第六号を削り、同条を第四十四条の二十二とし、第四十四条の十七から第四十四条の二十までを一条ずつ繰り下げ、第四十六条の十六の次に次の一条を加える。

（先端技術挑戦室の分掌事務）

第四十四条の十七 先端技術挑戦室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

一 先端技術を活用した新しい産業の創出に関する事

二 先端技術を活用した地域課題の解決に関する事（他の課及び室の所掌に係る事項を除く。）

三 産業の情報化及び情報産業の振興に関する事

四 オープンデータの推進に関する事

五 公益財団法人ハイパーネットワーク社会研究所に関する事

六 その他先端技術の推進に関する事

第四十五条第六号中「同和対策」を「部落差別解消推進」に改める。

第五十二条の表の専門歯科医の項の次に次のように加える。

女性活躍推進監	消費生活・男女共同参画プラザ	上司の命を受け、女性の活躍推進等に関する業務を処理する。
---------	----------------	------------------------------

第五十三条の三に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、森林組合に係る造林事業、森林作業道整備事業及び間伐材等安定供給推進事業に関する事務における次の表の上欄に掲げる振興局の所管区域は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

振興局の名称	所管区域
大分県東部振興局	東国東郡、速見郡、別府市、杵築市（杵築市大田を除く。）、国東市
大分県北部振興局	中津市、豊後高田市、宇佐市、杵築市（杵築市大田に限る。）

第五十四条の表中「地域振興部」を「地域創生部」に、「地域振興班」を「地域創生班」に改め、同表の北部振興局の項中「治山林道第三班」を削る。

第六十七条の表のことも相談支援第一課の項及びことも相談支援第二課の項中「ことも相談支援第二班」の下に「、ことも相談支援第三班」を加える。

第八十六条の表の日田土木事務所の部の建設課の項中「道路第一班、道路第二班」を「道路班」に改め、同部に次のように加える。

中津日田道路建設室	中津日田道路建設班
-----------	-----------

別表の生活環境部の部の人権・同和対策課の項中「人権・同和対策課」を「人権尊重・部落差別解消推進課」に改め、同表の農林水産部の部のおいたブランド推進課の項を削る。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、別表の農林水産部の部のおいたブランド推進課の項を削る改正規定については、同年六月二十一日から施行する。

大分県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第六十三号

大分県事務委任規則の一部を改正する規則

大分県事務委任規則（昭和四十三年大分県規則第六十号）の一部を次のように改正する。
 第三条第八号の表の負担金、補助及び交付金の項中「買い物弱者支援事業費、里のくらし支援事業費、地域活動支援事業費」を「地域活力づくり総合補助金、ネットワーク・コミュニティ推進事業費」に改める。

第四条第二号中「徴収停止、徴収猶予、履行期限の延長」を削る。

別表第一の五の項第五号中「事項」の下に「又は除票に記載されている事項」を加える。

別表第三の振興局の長の部の三十六の項第十四号を同項第十五号とし、同項第十三号中「第十九条」を「第二十二條」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十二号中「第十四条第一項」を「第十七條第一項」に、「附した」を「付した」に改め、「工作物設置の許可」の下に「若しくは知事が告示により指定する施設の使用の許可」を加え、同号を同項第十三号とし、同項第十一号中「第十三条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十号中「第十二条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号中「第十一条第二項」を「第十四条第二項」に、「第十二条第二項」を「第十五条第二項」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号中「第十一条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八 条例第十一条第一項の規定に基づき、甲種漁港施設のうち知事が告示により指定する施設の使用の許可（漁港漁村整備課長の専決に係る許可を除く。）をすること。

別表第三の振興局の長の部の三十九の項第一号中「第八条第二項」を「第八条」に改め、

同表の福岡事務所長の部の一の項に次の一号を加える。

十 U I J ターン支援拠点施設における相談に関する事務を行うこと。

別表第三の保健所の長の部の一の款の十二の項中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改め、同項第一号中「覚せい剤施用機関」を「覚醒剤施用機関」に改め、同款の十九の項中第十一号を第十二号とし、第一号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 法第八条第一項の規定に基づき、指定成分等含有食品が人の健康に被害を生じ、又は生じさせるおそれがある旨の情報についての届出を受理すること。

別表第三の保健所の長の部の一の款の二十七の項第十号中「第二十四条の四」を「第二十四条の四第一項」に改め、同項第十三号中「第二十二條の六第二項」を「第二十一條の五第二項」に、「所有していた犬猫等」を「所有し、又は占有していた動物」に改め、同項第十四号中「第二十二條の六第三項」を「第二十二條の六」に改め、同項第十五号中「第二十四條の四」を「第二十四條の四第一項」に改め、同項第十七号中「第二十三條第三項」を「第二十三條第四項」に、「第二十四條の四」を「第二十四條の四第一項」に改め、同項第十八号中「第二十四條の四」を「第二十四條の四」に改め、同項第六十二号を第六十七号とし、第二十六号から第六十一号までを五号ずつ繰り下げ、同項第二十五号中「第二十五条第四項」を「第二十五条第七項」に、「市町村長」を「市町村の長」に改め、同号を同項

第三十号とし、同項第二十四号中「第二十五条第三項」を「第二十五条第四項」に改め、同号を同項第二十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十九 法第二十五条第五項の規定に基づき、動物の飼養又は保管をしている者に対し、報告を求め、又はその職員に、飼養若しくは保管に関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させること。

別表第三の保健所の長の部の一の款の二十七の項第二十三号中「第二十五条第二項」を「第二十五条第三項」に改め、同号を同項第二十七号とし、同項第二十二号中「第二十五条第一項」を「第二十五条第二項」に改め、「多数の」を削り、「又は保管」を「保管又は給餌若しくは給水」に改め、同号を同項第二十六号とし、同項中第二十一号を第二十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十五 法第二十五条第一項の規定に基づき、動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因して周辺の生活環境が損なわれている事態を生じさせている者に対し、必要な指導又は助言をすること。

別表第三の保健所の長の部の一の款の二十七の項第二十号を同項第二十三号とし、同項第十九号中「第二十四条の二」を「第二十四条の二の二」に改め、同号を同項第二十二号とし、同項第十八号の次に次の三号を加える。

十九 法第二十四条の二第一項の規定に基づき、第一種動物取扱業者であつた者に対し、期限を定めて、必要な勧告をすること。

二十 法第二十四条の二第二項の規定に基づき、勧告を受けた者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

二十一 法第二十四条の二第三項の規定に基づき、第一種動物取扱業者であつた者に対し、報告を求め、又はその職員に、飼養施設を設置する場所等に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させること。

別表第三の保健所の長の部の一の款の二十九の項第七号中「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令」を「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」に改め、同項第十五号中「法第十四条第二項」を「同条第二項」に改め、同項第十七号中「又は産業廃棄物処分業者」を削り、同項第二十号中「特別管理産業廃棄物収集運搬業者若しくは特別管理産業廃棄物処分業者」を「特別管理産業廃棄物収集運搬業者から事業」に改め、同項中第二十九号を第三十号とし、第二十八号を第二十九号とし、第二十七号を第二十八号とし、第二十六号の次に次の一号を加える。

二十七 法第十九条の十第二項の規定において準用する法第十九条の五第一項の規定に基

づき、産業廃棄物処理基準に適合しない産業廃棄物の保管又は特別管理産業廃棄物処理基準に適合しない特別管理産業廃棄物の保管を行つていない者にに対し、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従つて当該産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の保管をすることその他の必要な措置を講ずべきことを命ずること。

別表第三の保健所の長の部の一の款の三十一の項中第十七号を第二十三号とし、第十六号を第二十二号とし、第十五号を第十八号とし、同号の次に次の三号を加える。

十九 法附則第十一条第一項の規定に基づき、浄化槽管理者に対し、特定既存単独処理浄化槽に関し、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう助言又は指導をすること。

二十 法附則第十一条第二項の規定に基づき、助言又は指導を受けた者に対し、相当の期限を定めて、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとることを勧告すること。

二十一 法附則第十一条第三項の規定に基づき、勧告を受けた者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとることを命ずること。

別表第三の保健所の長の部の一の款の三十一の項中第十四号を第十七号とし、第十三号を第十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

十六 法第十二条の五第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、市町村が設置計画を作成しようとする場合において、当該市町村から協議を受けること。

別表第三の保健所の長の部の一の款の三十一の項第十二号を同項第十四号とし、同項第十一号中「第十一条の二」を「第十一条の三」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十号の次に次の二号を加える。

十一 法第十一条の二第一項の規定に基づき、浄化槽管理者から浄化槽の使用の休止の届出を受理すること。

十二 法第十一条の二第二項の規定に基づき、浄化槽の使用の再開の届出を受理すること。

別表第三の保健所の長の部の一の款の四十の項第十三号中「第四条第二項第十二号二」を「第四条第二項第十四号二」に改め、同款の四十三の項第五号を同項第七号とし、同項第四号中「第二十七条第一項」を「第六十一条第一項」に、「第三十二条第三項」を「第六十六条第三項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四 法第三十一条の規定に基づき、特定施設等の管理権原者等に対し、当該特定施設等における受動喫煙を防止するために必要な指導及び助言をすること。

五 法第三十八条の規定に基づき、特定施設等の管理権原者等に対し、当該特定施設等の喫煙禁止場所における受動喫煙を防止するための措置の実施状況に関し報告をさせ、又はその職員に、特定施設等に立ち入り、当該措置の実施状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること。

別表第三の保健所の長の部の一の款の四十三の項に次の二号を加える。

八 改正省令附則第二条第七項の規定に基づき、届出施設の管理権原者から当該届出施設の届出事項の変更の届出を受理すること。

九 改正省令附則第二条第八項の規定に基づき、届出施設の管理権原者から喫煙可能室の廃止の届出を受理すること。

別表第三の保健所の長の部の一の款に次のように加える。

六十 農林
水産物及び食品の輸出の促進に関する法律
(令和元年法律第五十七号。以下この項中「法」という。)

一 法第十五条第二項の規定に基づき、農林水産物又は食品の輸出を行う事業者に対し、知事が管轄する区域内において生産され、製造され、加工され、又は流通する農林水産物又は食品に係る輸出証明書を発行すること。

別表第三の動物愛護センター所長の部の二の項第一号中「こと」の下に「(同条第四項において、研修の全部又は一部について、適当と認める者にその実施を委託することを含む。)」を加え、同項第九号を同項第十五号とし、同項中第二号から第八号までを六号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の六号を加える。

二 法第二十五条第一項の規定に基づき、動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因して周辺の生活環境が損なわれている事態を生じさせている者に対し、必要な指導又は助言をすること。

三 法第二十五条第二項の規定に基づき、動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因して周辺の生活環境が損なわれている事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、

その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告すること。

四 法第二十五条第三項の規定に基づき、勧告を受けた者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

五 法第二十五条第四項の規定に基づき、動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、当該事態を改善するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告すること。

六 法第二十五条第五項の規定に基づき、動物の飼養又は保管をしている者に対し、報告を求め、又はその職員に、飼養若しくは保管に関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させること。

七 法第二十五条第七項の規定に基づき、市町村の長に必要な協力を求めること。

別表第三の産業科学技術センター長の部の一の項第二号中「第八条第二項」を「第八条」に改め、同表の土木事務所の長の部の十一の項第五号中「第五十五条の二第一項」を「第五十五条の二の二第一項」に、「職員も」を「職員を」に改め、同部の三十五の項第一号中「第八条第二項」を「第八条」に改める。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、別表第三の保健所の長の部の十九の項及び同部の二十七の項の改正規定は同年六月一日から施行し、同部の四十の項の改正規定は同年七月一日から施行する。